

平成22年1月吉日

東京司法書士会会員 各位

東京青年司法書士協議会
会長 安藤 剛史

東京地裁破産部に対する国賠訴訟の傍聴のお願い（お知らせ）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、皆様もご存知のとおり、東京地裁破産部は「少額管財手続」及び「即日面接手続」を代理人申立事件に限っており、本人申立てによる自己破産を事実上排除するかのような運用を行っております。当会では、この運用の改善を求めて'要求書'の提出などを行ってまいりました。

平成19年、当会の会員が、最高裁判所規程に基づき東京地裁破産部の運用決定・維持に関する司法行政文書の開示を求めたところ、開示を求めたすべての文書が存在しないなどとして、その開示をしない旨回答したため、国に対し、これにより生じた損害の賠償を求める訴訟を提起しました。この訴訟は、単なる損害賠償にとどまらず、運用の是非をも射程に含むものです。

本訴訟の第一審におきましては、多くの皆様に傍聴して頂きありがとうございました。第一審は残念ながら敗訴しましたが、現在控訴審を戦っております。控訴審では**3名の弁護士が控訴人代理人となっております**。皆様から多くのお志を頂戴し、**憲法学者の浦部法穂先生に意見書を書いて頂くことができました**。お志を頂戴した方々に心より御礼申し上げます。

なお、おそらく**次回1月28日の第3回口頭弁論期日で結審するものと思われます**。**皆様に是非傍聴をお願いいたします**。口頭弁論期日の詳細は裏面のとおりで。

また、東京地裁破産部の運用改善のためのご協力を是非ともお願い申し上げます。

運用改善のための活動にご協力頂ける方は、裏面の東京地方裁判所破産部の運用改善を求める会事務局までご連絡下さい。東京地方裁判所破産部の運用に関する情報交換のほか、書類作成の疑問、対処法についての支援（フォローアップ研修）も行っておりますので、奮ってご参加下さい。

【傍聴】（どなたでもご自由に傍聴できます。是非お越し下さい!）

平成22年1月28日（木）11:00～

東京高等裁判所 808号法廷

控訴人（一審原告） 後閑 一博 被控訴人（一審被告） 国
控訴人代理人 弁護士 森川 文人 吉田 悌一郎 戸舘 圭之

【フォローアップ研修、運用改善を求める会の会議】

月に1～2回、定期的に行っていますのでお問い合わせ下さい

場所：マザーシップ司法書士法人 四谷事務所

（新宿区四谷1-7 日本写真会館4階）

<問い合わせ先>

東京地方裁判所破産部の運用改善を求める会 事務局長 後藤 三樹子

東京都杉並区久我山4-2-29 リベスト久我山ビル301

久我山司法書士事務所内

TEL 03-6427-8831 FAX 03-6427-8832

e-mail:mikiko@kugayama.biz

参加申込書

（参加を希望するものにチェック☑して下さい。傍聴は事前申し込み不要です。）

① 運用改善を求める会の活動

② フォローアップ研修

氏名 支部 登録番号

電話 FAX

申込書送信先 FAX 03-6427-8832

